

(4) 漁業経営の概況

イ 漁業経営体の経営収支

平成16年の1経営体当たりの生産額を見ると遠洋漁業が6億5,690万円(対前年比106.6%),沖合漁業が3億3,529万円(対前年比104.7%),沿岸漁業が816万円(対前年比108.3%),海面養殖業が922万円(対前年比92.9%)となっています。特に遠洋漁業において1経営体当たりの生産額の減少が大きく、厳しい経営状況であることがわかります。

表33 1経営体当たりの生産額の推移

(単位:百万円)

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
遠洋漁業	554.2	839.2	793.4	616.2	656.9
沖合漁業		310.3	267.3	320.4	335.3
沿岸漁業	9.1	7.8	7.6	7.5	8.2
養殖業	8.8	9.8	8.9	9.9	9.2

資料:東北農政局統計情報部「宮城県漁業の動き」を改編

(イ) 遠洋・沖合漁業

遠洋・沖合漁業の経営状況は、ほとんどの漁業種類において漁業支出が大きい一方、漁業収入は減少傾向にあり、結果として経営収支は悪化の一途をたどっています。唯一漁業収入が増加傾向にあった沖合底びき網漁業においても、平成16年の収支は再びマイナスに転じており、不安定な状況となっています。最近では燃油価格が高騰している影響もあって、遠洋・沖合漁業経営は、総じて厳しい経営状況が続いています。

(単位:千円)

種類		漁業利益	漁業収入	漁業支出			
				計	労務費	油費	その他
遠洋まぐろ延縄漁業 (専業100ト以上)	H5	15,687	382,991	398,678	143,116	41,219	214,343
	H10	38,883	312,325	351,208	121,190	40,692	189,326
	H14	21,220	237,436	258,656	92,696	38,911	127,049
	H15	27,157	254,150	281,307	97,460	44,707	139,140
	H16	24,747	235,929	260,676	90,139	45,469	125,068
近海まぐろ延縄漁業 (専業100ト以上)	H5	21,112	203,123	224,235	81,411	21,519	121,305
	H10	12,171	185,590	197,761	73,315	22,686	101,760
	H14	9,317	165,403	174,720	62,036	25,051	87,633
	H15	13,035	148,790	161,825	60,285	24,992	76,548
	H16	10,361	127,826	138,187	48,629	25,942	63,616
沖合底びき網漁業 (専業50~100ト)	H5	23,625	123,439	147,064	47,338	19,383	80,343
	H10	4,546	121,203	116,657	44,696	14,598	57,363
	H14	5,178	154,449	159,627	53,193	23,845	82,589
	H15	21,490	185,512	164,022	56,238	24,608	83,176
	H16	2,370	161,932	164,302	54,436	28,198	81,668

資料:農林水産省統計部「漁業経営調査報告」

表34 主な遠洋・沖合漁業経営体の経営状況・漁業の収支(一隻当たり)

(ロ) 沿岸漁業・海面養殖業

沿岸漁業（漁船漁業）の経営状況は、漁業収入は増加しているものの、漁業支出が大きくなっているため、漁業収支は悪化しています。一方、海面養殖業においては、近年生産量が増加傾向にあり、漁業所得も比較的大きいことから経営状況は全般的に安定しており、特に近年は、のり養殖が比較的健全な経営となっていることが分かります。

(単位：千円)

種類		経営体総所得			漁業依存度(%)	漁業収入	漁業支出			
		計	漁業所得	漁業外所得			計	雇用労賃	油費	その他
漁船漁業平均 (10ト未満)	H5	3,723	1,612	2,111	43	3,650	2,038	256	300	1,482
	H10	5,312	2,152	3,160	41	4,392	2,241	358	278	1,605
	H14	8,590	3,273	5,317	38	7,152	3,879	475	655	2,749
	H15	8,455	2,630	5,825	31	6,818	4,188	585	643	2,960
	H16	8,733	3,251	5,482	37	6,979	3,727	495	633	2,599
のり養殖業	H5	5,292	2,813	2,479	53	12,491	9,678	101	1,313	8,264
	H10	14,661	8,441	6,219	58	20,503	12,061	303	1,898	9,859
	H14	21,963	16,826	5,137	77	36,299	19,473	781	2,606	16,086
	H15	12,395	7,656	4,739	62	26,581	18,925	760	2,327	15,838
	H16	15,314	9,499	5,815	62	28,237	18,738	1,070	2,127	15,541
かき養殖業	H5	10,657	7,995	2,662	75	11,189	3,195	428	296	2,471
	H10	8,768	6,673	2,095	76	11,486	4,813	579	325	3,908
	H14	8,882	6,727	2,155	76	12,020	5,293	733	357	4,203
	H15	6,940	4,444	2,496	64	9,738	5,294	843	339	4,112
	H16	6,907	3,755	3,152	54	8,376	4,622	721	366	3,535
わかめ養殖業	H5	6,775	1,822	4,953	27	3,823	2,001	368	143	1,491
	H10	9,343	6,255	3,089	67	9,196	2,941	376	206	2,359
	H14	9,174	4,424	4,750	48	7,572	3,148	472	215	2,461
	H15	8,294	3,623	4,671	44	7,291	3,668	547	223	2,898
	H16	10,622	5,190	5,432	49	8,297	3,107	387	250	2,470

資料：東北農政局統計情報部「宮城県漁業の動き」

表35 主な沿岸漁業経営体の経営状況・漁業の収支

(ハ) 漁業共済制度

漁業共済（漁業災害補償）制度は、気象又は海況の変化や資源量の変動による不漁等によって漁業者が受けた損失を、保険の仕組みを通じて漁業者が相互に補てんし合い、漁業の再生産を確保するとともに漁業経営の安定を図る制度です。漁業における不漁や災害は、その発生頻度や損害の程度が予測し難く危険率も高いことから、締結した共済契約の保全を図るため、沿海39都道府県の漁業共済組合が元受けを行い、全国漁業共済組合連合会に再共済し、さらに国と保険契約を結んでいます。

本県における漁業共済の加入件数は、平成14年10月の法改正によって養殖施設単独での加入が可能になったこともあり、平成14年度以降大幅に増加しています。しかし、養殖生産物ごとの推定加入率（平成16年度）を見ますと、ぎんざけ68.2%、のり86.8%、わかめ30.7%、こんぶ52.6%、ほたてがい25.9%及びかき36.8%となっており、災害に対する備えはまだ十分とは言えない状況です。

(単位：千円)

区 分		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年	
		契約 件数	共済 金額	契約 件数	共済 金額	契約 件数	共済 金額	契約 件数	共済 金額	契約 件数	共済 金額
養殖業	生産物	1,245	4,036,117	1145	3,846,522	1,192	4,062,241	1,029	6,022,816	955	6,107,981
	施設	-	35,350	-	36,732	5,254	288,736	5,614	653,386	5,724	542,706
採貝藻・ 漁船・定 置網漁業	漁獲物	105	837,835	80	779,627	92	1,154,756	78	1,226,237	81	1,761,880
	施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,350	4,909,302	1,225	4,662,881	6,538	5,505,733	6,721	7,902,439	6,760	8,412,567

資料：宮城県漁業共済組合事業報告書

(注)平成15年度及び平成16年度の漁獲物には、平成14年度の法改正により創設された「地域共済」の数値を含む。

表36 漁業共済加入状況の推移

(単位：百万円，%)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年		平成15年		平成16年	
			推定加入率	推定加入率	推定加入率	推定加入率		
ぎんざけ	1,948	1,513	1,810	24.9	4,238	55.5	5,412	68.2
のり	3,378	4,127	3,837	79.6	4,172	70.3	4,244	86.8
わかめ	493	401	442	65.1	533	48.5	46.3	30.7
こんぶ	64	63	53	46.9	62	78.7	53	52.6
ほたてがい	185	0	387	12.7	660	21.4	645	25.9
かき	699	669	671	13.8	2,142	40.6	1,885	36.8

資料：宮城県漁業共済組合調べ

表37 養殖業(生産物)の契約実績と推定加入率の推移

(二) 漁船保険制度

漁船保険制度は、漁業者の基本的な生産手段であり貴重な財産でもある漁船が、不慮の事故等によって受ける損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担等を補てんし、漁業経営の安定を図ることを目的としています。

漁船保険は、漁業者が組合員となって組織する漁船保険組合が引受けを行い、漁船保険中央会が再保険、さらに国が再々保険を行っています。

漁船保険の種類には、沈没、座礁、火災などの事故によって生じた損害や救助費用などに対して保険金を支払う「普通保険」、衝突した場合の相手船に対する損害賠償や漁船の運航に伴って発生した第三者への責任や費用の負担に対して保険金を支払う「漁船船主責任保険」、漁船事故が原因で漁船に積載していた漁獲物などの積荷に生じた損害に対して保険金を支払う「漁船積荷保険」などがあります。

普通保険の状況は、遠洋漁業者の規模縮小や廃業などによって在籍漁船が減少傾向にあり、加入隻数の割合も伸び悩んでいます。漁船保険の加入促進については、厳しい状況が続いていますが、漁業経営の安定のために、「未加入船ゼロ」に向けた取組が重要になっています。

(単位：百万円，%)

区分		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
普通保険	在籍漁船(a)	14,882	14,876	14,835	14,731	14,656
	加入隻数(b)	10,995	10,884	10,797	10,705	10,646
	加入割合(b/a)	74.5	73.8	73.1	73.4	72.6
	保険金額	76,638	75,817	71,813	66,283	63,418
	保険料	1,241	1,217	1,201	1,152	1,118
漁船船主責任保険	加入隻数	11,568	11,471	11,363	11,538	11,439
	保険金額	901,676	1,012,111	1,028,961	1,096,881	1,079,445
	保険料	314	332	315	318	310
漁船積荷保険	加入件数	98	105	91	82	76
	保険金額	21,675	23,959	19,560	17,565	16,005
	保険料	64	71	47	41	37

資料：宮城県漁船保険組合業務報告書

(注) 保険金額とは、事故による損害が生じた場合に支払われる最大の金額をいう。

表38 漁船保険加入状況の推移

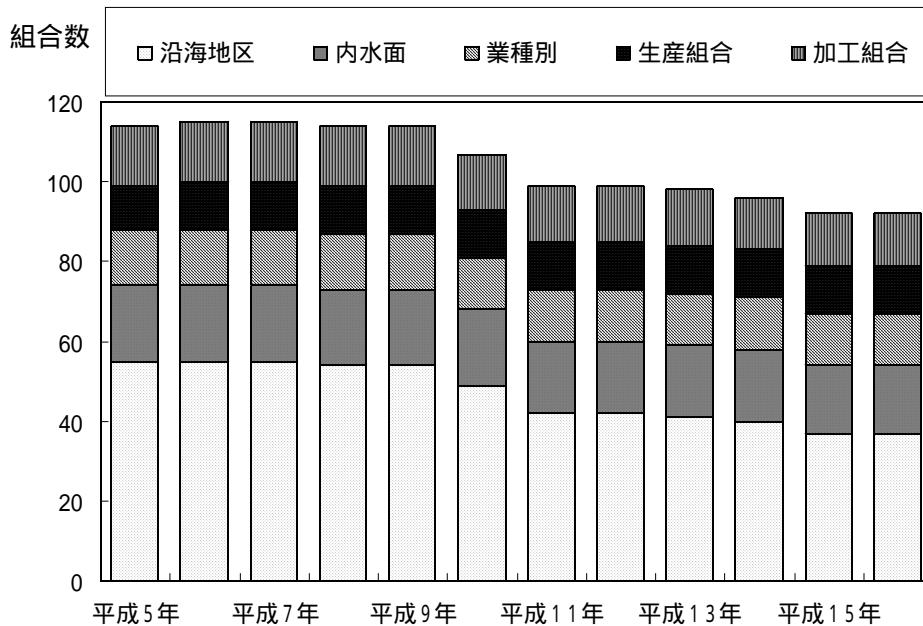
ロ 水産業協同組合の現況

水産業協同組合とは、水産業協同組合法に基づく法人であり、販売・購買等の経済事業及び信用・共済事業等を行うことにより、漁業者等の社会的、経済的地位の向上と漁業経営の安定を図るための組織です。

この協同組合には、漁業協同組合（沿海地区、内水面及び業種別）、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合があります。

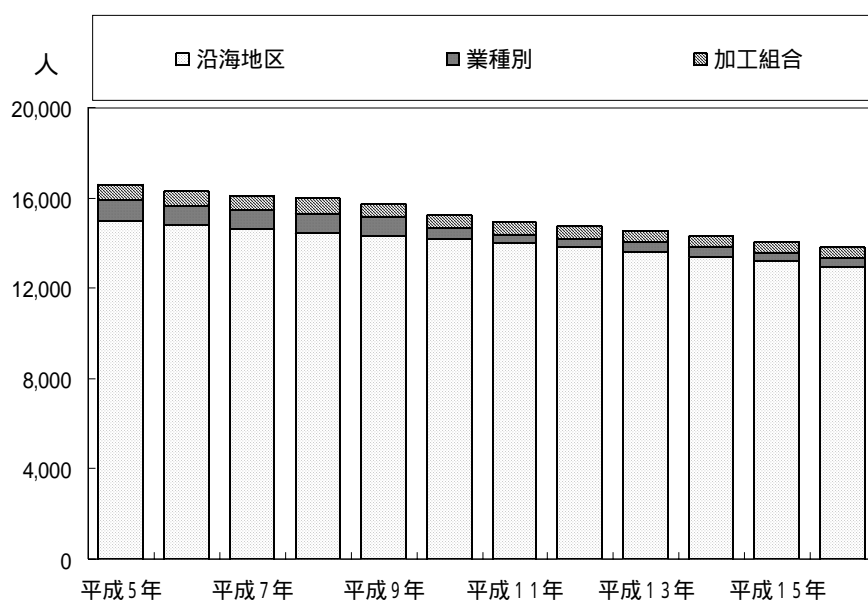
本県の組合の数は、平成5年度には114組合でしたが、沿海地区漁業協同組合における経営基盤の強化を目的とした漁協合併が推進されたことにより、平成16年度には92組合となっています。

組合員の推移を見ますと、平成5年度には16,573人でしたが、年々減少し、平成15年度には14,047人まで落ち込んでいます。これは、組合員の高齢化や漁業を取り巻く環境の変化に伴い廃業など脱退する組合員が増加したためで、今後は若い漁業者や新規就業者などの後継者育成が重要となっています。（P51「コラム」、第2部P45「主な取組」参照）



資料：宮城県産業経済部「宮城県水産業協同組合組合年報」

図29 水産業協同組合数の推移



資料：宮城県産業経済部「宮城県水産業協同組合組合年報」

図30・表39 組合員数の推移

(単位：人)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
沿海地区組合	13,978	13,784	13,626	13,402	13,164	12,918
正組合員	9,829	9,689	9,292	9,078	8,849	8,733
准組合員	4,149	4,095	4,334	4,324	4,315	4,185
業種別組合	415	410	419	405	386	380
正組合員	297	298	299	290	269	266
准組合員	118	112	120	115	117	114
加工組合	551	540	532	508	497	487
個人	309	192	187	176	162	161
法人	242	348	345	332	335	326
計	14,944	14,734	14,577	14,315	14,047	13,785

資料：宮城県産業経済部「宮城県水産業協同組合組合年報」

(イ) 水産業協同組合の運営状況

協同組合の中核をなす沿海地区の漁業協同組合の状況を見ますと、37組合（平成16年度現在）のうち、販売事業が36組合、購買事業が35組合、信用事業（貯金業務）が13組合、共済事業が37組合でそれぞれ実施されています。このうち、販売事業は、平成16年度の販売取扱高が生鮮魚介藻類の受託販売を中心に498億円となっており、漁業協同組合の主要事業として位置付けられています。また、組合の財務状況は、組合本業の経営状況を表す事業利益がマイナスの組合が、平成16年で全体の57%（21組合）となっています。これは、平成5年の36%と比較して20%程度増加しており、漁業経営の安定を図るためにも、その経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

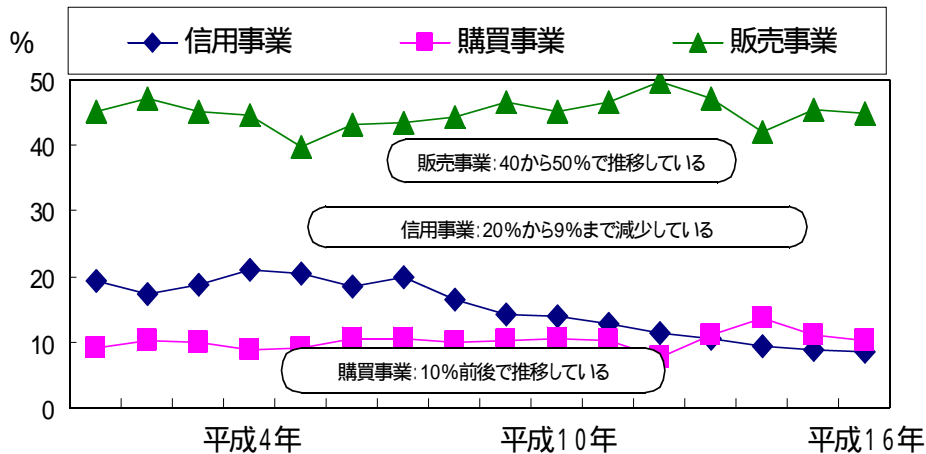


図31 各事業の事業総利益に占める割合の推移

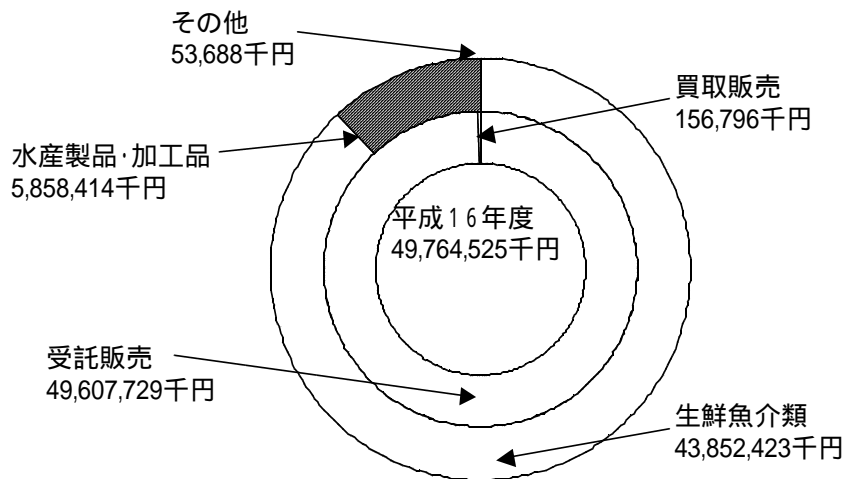


図32 平成16年度販売事業の概要

区分	沿海地区 漁協数	0円以下 (マイナス)	0円から 500万円未満	500万円から 1千万円未満	1千万円から
平成5年度	55	20 (36%)	21	4	10
平成16年度	37	21 (57%)	9	2	5

資料：宮城県産業経済部団体指導検査課調べ

(注) ()内は、漁協数に占める割合。

表40 沿海地区漁協における事業総利益の状況

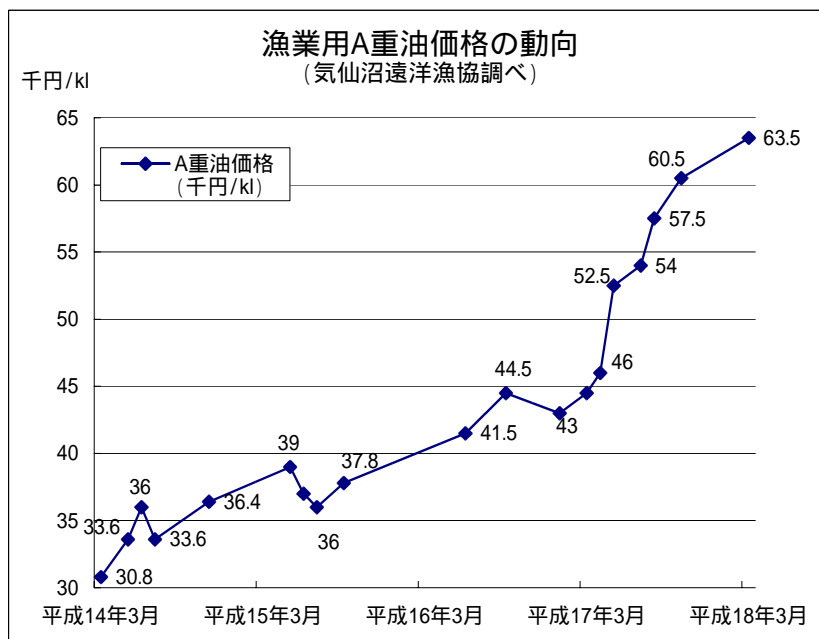
燃油高騰による漁業経営への影響 ～ 遠洋・沖合漁業で深刻～

漁業分野における燃油価格の高騰は、省エネに対する取組の遅れなどから他産業に比べて経費に占める燃油費の割合が高いこと、また漁獲物への価格転嫁が困難なことなどから、漁業経営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

平成 18 年 3 月現在、A 重油価格は 63.5 千円/kl となっており、史上最高値を更新中です。

この価格は平成 17 年同期の 1.4 倍、平成 16 年同期の 1.7 倍、平成 14 年同期の 2.1 倍となっています。

特に深刻なのは大型漁船を使用して操業する遠洋・沖合漁業で、本県においてはまぐろ延縄漁業と沖合底びき網漁業に対する影響が深刻です。



まぐろ延縄漁業は近年の資源の減少と輸入増大、流通・消費の変化による魚価安のため、従来からも経営不振にありましたが、昨今の燃油高騰により倒産廃業に追い込まれる経営体が増加しています。

また、沖合底びき網漁業の倒産廃業は表面化していませんが、燃油高騰が今後も継続すれば表面化するものと推測されます。

遠洋・沖合漁業における燃油高騰の影響

単位:百万円

	水揚高	経費合計	経 費		営業費	営業利益	
			うち 燃油費	経費に占める 燃油費の割合			
遠洋まぐろ延縄 (400ト型)	H15	206	209	49	24%	20	24
	H16	230	210	46	22%	35	15
	H17	216	206	56	27%	29	19
沖合底びき網 (65ト型)	H15	182	170	42	25%	27	13
	H16	238	205	38	19%	30	6
	H17	251	228	60	26%	32	5

宮城県による聞き取り調査結果

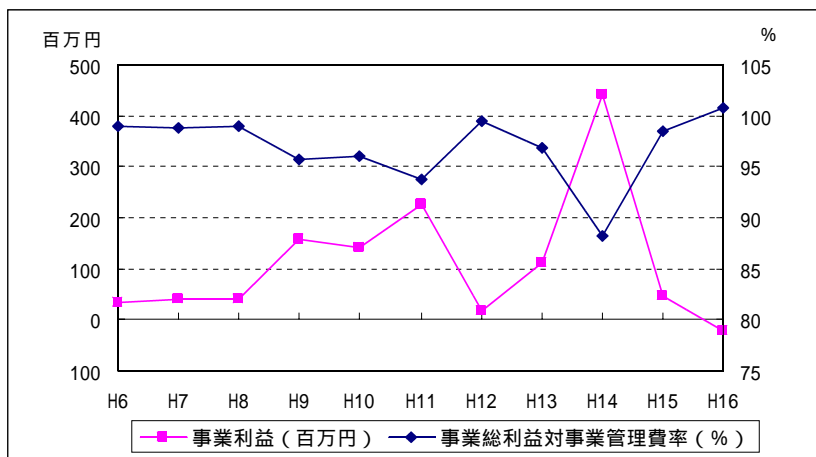
一方、沿岸漁業においては遠洋・沖合漁業ほどの深刻な影響はありませんが、そもそも経営規模の小さな生業的個人経営の沿岸漁業経営体にとっては、燃油高騰は所得の減少に直結しています。

漁業協同組合の財務状況と広域合併に向けた取組

1 漁協の現況

流通構造の多様化，輸入水産物の増加，魚価の低迷，高齢化，後継者不足，金融自由化の急速な進展など，漁協を取り巻く情勢が厳しさを増しており，本県漁協系統においても，事業総利益が大きく減少し事業利益が赤字となるなど，損益状況が悪化し厳しい経営状況を呈しています。

[沿海地区漁協の財務状況の推移]



[沿海地区漁協における事業利益の状況]

	沿海地区 漁協数	0円以下 (マイナス)	0円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
平成5年度	55	20 (36%)	21	4	10
平成16年度	37	21 (57%)	9	2	5

2 漁協合併の進捗状況

漁業経営基盤の強化のためには，地域漁業等の推進母体である漁協が組合員の負託にこたえ，社会経済情勢の急激な変化にも対応できる自立した経済事業体となる必要があります。

そのため，県では漁協合併に係る基本方針を策定し，漁協系統団体と緊密な連携の下に漁協合併を推進してきました。

[近年の漁協合併状況]

年度	漁協名	合併漁協
平成10年	石巻地区	田代島，荻浜，桃浦地区，月浦，小竹浜，佐須浜及び石巻市沢田
平成11年	七ヶ浜町	要害，東宮浜，代ヶ崎浜，吉田浜，花淵浜，菖蒲田浜及び松ヶ浜湊浜
平成13年	志津川町	志津川町及び志津川町戸倉
平成14年	大谷本吉	大谷及び本吉町
平成15年	気仙沼地区	大島，鹿折，松岩及び階上

平成18年3月31日現在：37漁業協同組合（北部6，中部17，南部14）

3 一県一漁協の推進

上記の状況を踏まえ，漁協系統では平成17年3月に，より盤石な漁協組織を構築するため，一県一漁協を構築することを決定しました。現在，その実現に向けて，業界，行政が一体となり取り組んでいます。（第2部P45「主な取組」を参照）

漁業共済の加入推進に向けた取組

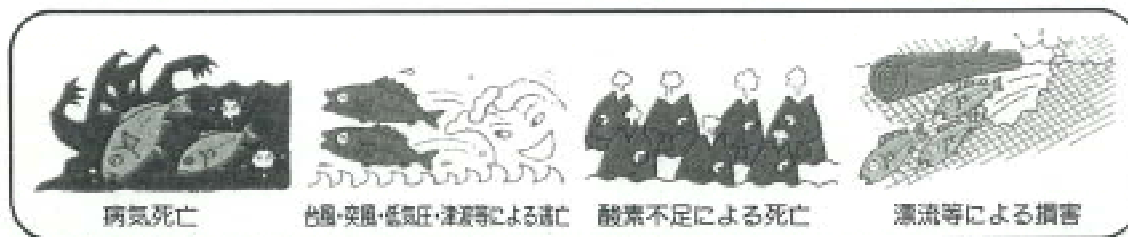
1 漁業共済制度の概要

漁業共済とは、中小漁業者の漁業再生産の確保と漁業経営の安定を目的とした制度で、思わぬ不漁や魚価安、または台風や津波などの自然災害により漁獲収入が減少したときなどに損失を補償するものです。

漁業共済は、国の法律（漁業災害補償法）に基づく補償制度であり、掛け金の一部は国が負担しています。

[本県における漁業共済事業]

種 類	加入できる漁業種類等
漁獲共済	採貝藻漁業，漁船漁業，定置漁業
養殖共済	ぎんざけ養殖業
特定養殖共済	のり，わかめ，こんぶ，ほたて貝，かき養殖業
漁業施設共済	養殖施設，定置網，まき網等の漁業施設
休漁補償共済	漁船又は定置網の破損等により操業できなかった場合



2 漁業共済への加入推進

漁業共済は、漁業生産活動を持続し経営の安定を図るために最も有効な制度であることから、県では、漁業共済への加入促進と適正な事業運営を図るため、宮城県漁業共済組合が実施する加入推進活動等に対し、指導・支援を行っています。

[漁業共済加入状況]

(単位：千円，%)

種 類	平成16年度共済金額	平成17年度共済金額	前年度対比
漁獲共済	1,626,198	1,725,254	106.1
養殖共済	2,959,030	3,071,505	103.8
特定養殖共済	3,148,951	3,299,827	104.8
漁業施設共済	542,706	577,582	106.4
休漁補償共済	135,682	151,511	111.7
合 計	8,412,567	8,825,679	104.9